

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
魚沼市	(略)	(略)	魚沼市	<u>国民健康保険魚沼市立堀之内病院</u> (略)	<u>魚沼市堀之内4315</u> (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護付有料老人ホーム フレンドリーハウスみどりの杜 <u>特別養護老人ホーム はるか</u>	(略) 長岡市宮本町1丁目甲11番1 <u>長岡市花園南部土地区画整理事業地28-1</u>	長岡市	(略) 介護付有料老人ホーム フレンドリーハウスみどりの杜	(略) 長岡市宮本町1丁目甲11番1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。